

# 医療研究開発革新基盤創成事業 ~ Cyclic Innovation for Clinical Empowerment ~ (CiCLE)

第7回公募

2022年3月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)

# 医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）とは

AMEDが、大規模かつ長期※1の返済型資金※2を技術リスクの一部を負担する形※3で提供することにより、医薬品・医療機器等の研究開発を含めた「実用化の加速化等を革新する基盤の形成」を支援する事業です。

※1\_最大100億円、最長10年間

※2\_15年以内の無利子・年賦返済（一括も可）

※3\_目標未達成時、返済を一部免除

# CiCLEの特徴

## ➤ リバーストランスレーショナルリサーチ（rTR）基盤の形成・強化

- ・産学官連携体制の下、人材育成を含む次世代のrTRを可能とする基盤の構築を支援

## ➤ 幅広い案件に対応

- ・医療分野の研究開発のための環境整備、医療分野の研究開発を対象（分野レス）
- ・基礎的研究から実用化開発の段階まで、事業化を目指した研究開発が対象。治験も対象（フェーズレス）

## ➤ 事業化を見据えた出口戦略・実行可能性を重視

- ・事業化の可能性が高い環境整備又は研究開発を支援

## ➤ サイエンス面の裏付けを重視

- ・データや成果が蓄積されており、解決すべき問題点等を的確に把握し、解決策が実施計画に具体的かつ合理的に立案されていることを求める

## ➤ ベンチャー企業等については応募の要件を緩和

- ・設立後20年/10年以内の企業が利用しやすいような設定（一般型における緩和対象企業/スタートアップ型）

## ➤ 伴走支援によるサポート

- ・課題の目標達成と事業化を目指し、高付加価値の情報提供や知財戦略、競合分析、出口戦略等、総合的コンサルテーションを提供

# CiCLEの特徴

## ➤ 複数年度契約による予算の確保

- 委託費は年度の切れ目なしに使用可能、また、大型設備等の初期投入、急な資金需要などに柔軟に対応可能

## ➤ AMEDがリスクを分担

- 目標達成の場合は委託費の全額の返済いただく一方、目標未達の場合は委託費の一部の返済を免除することで、AMEDがリスクの一部を負担

## ➤ 無利子、最長15年の返済

- AMEDへの返済は環境整備又は研究開発の終了後から
- 無利子で、委託期間終了後15年以内に返済

## ➤ AMEDへの成果利用料免除の優遇措置

- 難病、AMR（薬剤耐性）、小児医薬品、希少疾病用医薬品は政策的な意義があるものとして優遇措置あり

# CiCLEの仕組み

環境整備／研究開発の提案者

特許等の権利者

応募

成果利用料  
※2

日本医療研究開発機構 (AMED)



・課題の評価  
・代表機関への  
委託費支払い※3

返済※4  
(15年以内(年賦返済等))

成果利用料  
※2

代表機関 (日本国内に法人格を有する機関)

環境整備／  
研究開発

目標達成※1

目標未達※1

成果実施

〔製造、販売、  
サービスの提供等〕

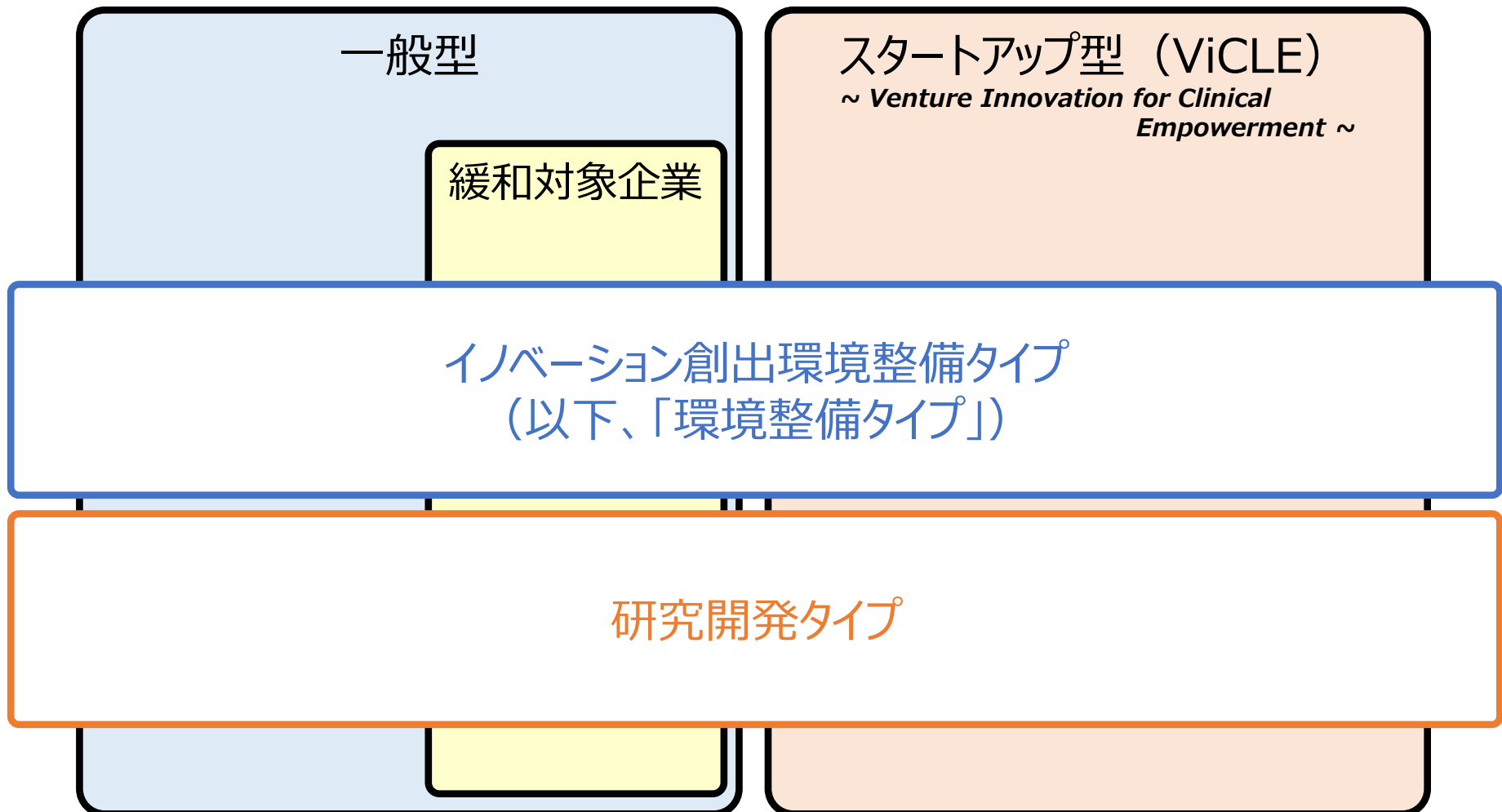
- AMED支払額の一部のみ返済
- 取得した物品等のAMED評価額をAMEDに支払 (一部例外あり)
- 開発継続・実施不可および原権利の使用不可

- ※1 目標達成／未達は、応募時に想定され、契約時に合意する、実用上、必要最低限の整備水準／技術的水準の達成で判定
- ※2 原則として、代表機関が成果利用料を支払い、その一部を特許等の権利者に還元
- ※3 原則、採択の条件として、委託契約締結時に委託費総額 (ViCLEについては委託費総額の10%) に相当する担保又は債務保証の設定を求める (一部当該年度の支払額に応じた段階的担保設定も可能)
- ※4 分割返済の場合、原則として委託費総額 (ViCLEについては委託費総額の10%) に相当する担保又は債務保証の設定が必要

# CiCLEの概要（型とタイプ）

CiCLEは、2つの型※1、2つのタイプに分類されます。

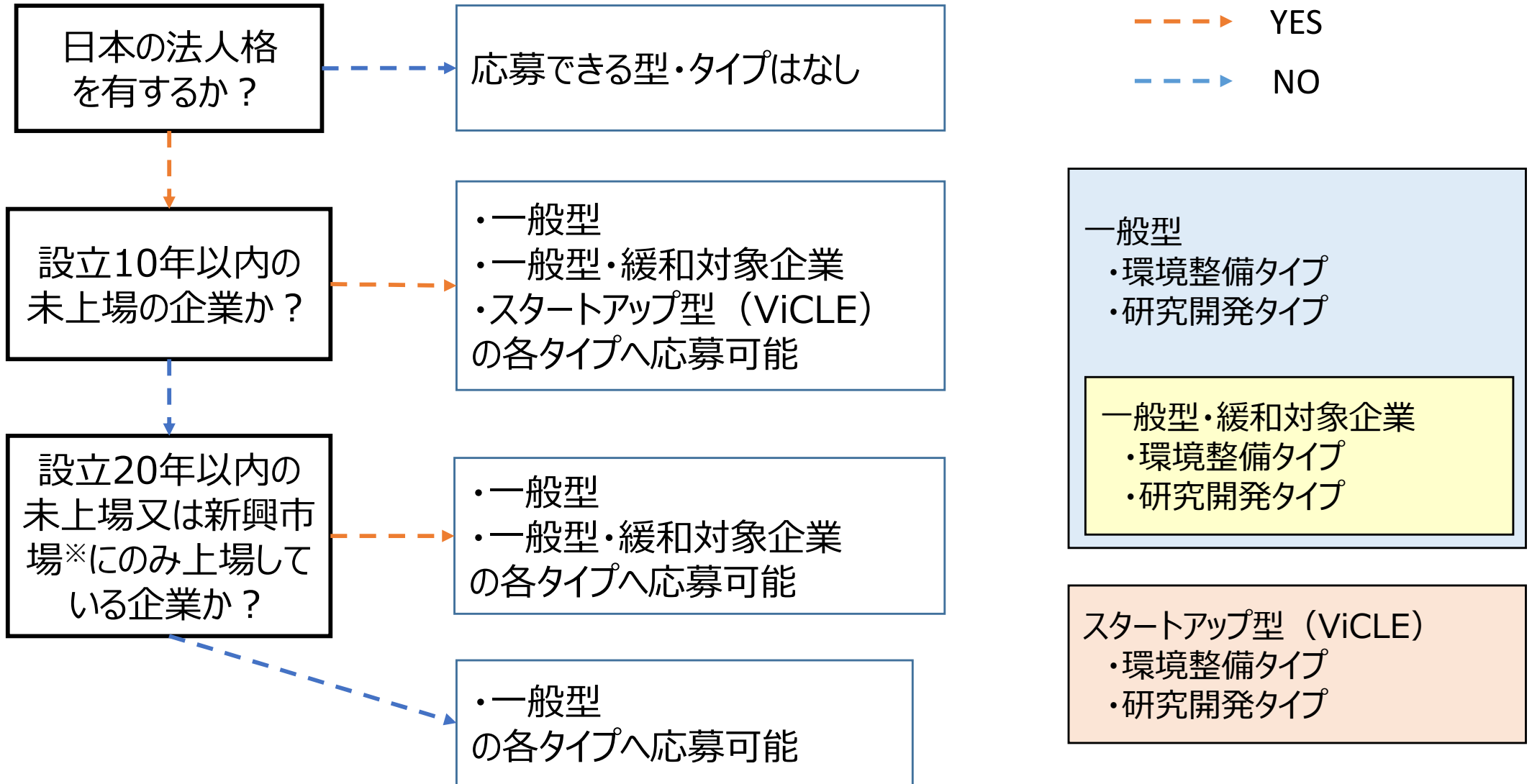
また、一般型では、一部※2の企業向けに要件等を緩和しています。



※1\_スタートアップ型：設立日から10年以内でかつ未上場の企業

※2\_緩和対象企業：設立日から20年以内でかつ未上場又は新興市場のみ上場している企業

# 応募可能な型・タイプ



※「新興市場」とは、国内においては「マザーズ」、「JASDAQ」、「セントレックス」、「アンビシャス」、「Q-Board」をいいますが、「マザーズ」、「JASDAQ」への上場会社については、令和4年4月以降の新市場区分のうち、「グロース」を選択することを要します。また、国外の市場については、ロンドン証券取引所の「AIM」等を想定しています。

## 環境整備タイプとは

「環境整備タイプ」では、産学連携又は産産連携の下で実施する医薬品、医療機器、再生医療等製品、医療技術等の実用化に向けた研究開発に資する連携基盤の形成（人材育成を含む）や共同利用設備の整備等の環境整備を行うことが可能です。

直接経費からの建設を含む施設購入費用の支出が可能であり、①複数企業による非競争領域における協同や、②企業・病院・大学等の協同の下で実施する、医療分野のオープンイノベーション基盤の形成や強化にご利用いただくことを想定しています。



# 環境整備タイプとは

以下の3課題が目標達成して環境整備を終了、事業化を進めています。

令和4年3月現在

## 特殊ペプチド原薬CMO創設（ペプチスター株式会社）

- ペプチスター株式会社（本社：大阪府摂津市、代表取締役社長：亀山 豊）が代表機関となり、平成29年10月にAMEDと委託環境整備契約を締結したCiCLEにおける課題「特殊ペプチド原薬CMO創設」において、計画通り供給体制の基盤構築を達成。
- この基盤を活用することで本格的に事業が加速され、特殊環状ペプチド医薬品を含む画期的な特殊ペプチド医薬品創出への貢献が期待される。

## 創薬ライブラリーの共同管理・運用（株式会社CACクロア（現：株式会社EPクロア））

- 株式会社CACクロア（本社：東京都中央区、代表取締役社長：加藤肇）は、平成30年3月にAMEDと委託環境整備契約を締結した環境整備課題「創薬ライブラリーの共同管理・運用及び産官学連携によるその相互利用推進」における創薬ライブラリーの管理・運用基盤を計画通り構築し、目標を達成。
- より多くの製薬企業が本施設を利用し、「All Japan創薬ライブラリー」を構築することで、アカデミアを含む研究組織が本創薬ライブラリーを有効利用できるようになることが期待される。

## 日本人がん患者由来 PDX ライブラリー整備（株式会社LSIメディエンス）

- 株式会社LSIメディエンス（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：渡部晴夫）が代表機関となり、平成30年3月にAMEDと委託環境整備契約を締結したCiCLEの環境整備課題「がん医療推進のための日本人がん患者由来PDXライブラリー整備事業」において、計画を上回る規模のPDXライブラリーを構築し、がん医療・医薬品開発に活用するための基盤整備を達成。
- 本事業の成果を継続的に発展させてサステナブルな創薬支援事業として成長させるために、LSIメディエンスと国立がん研究センターは連携を継続し、J-PDXライブラリーの拡充とPDX株の付帯情報を整備してがん医療・創薬に貢献する。

# 研究開発タイプとは

「研究開発タイプ」では、産学連携の下で実施する医薬品、医療機器、再生医療等製品、医療技術等の実用化に向けた研究開発を行うことが可能です。

## ＜支援対象の一例＞

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチン開発ならびに、ワクチンの有効性、副反応評価の免疫学的事前評価技術の研究開発
- 化合物の構造解析技術や計算科学を活用した創薬デザイン
- DNAワクチン等の治療用ワクチン、アジュバント技術
- バイオ医薬品の連続生産技術等の医薬品製造技術

# CiCLE（一般型）の概要

## ➤ 申請者の要件

- ・日本国内に法人格を有すること
- ・当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること
- ・環境整備又は研究開発の成果を実施できる体制があること
- ・目標達成後、返済できる財務基盤を有すること
- ・経営基盤として、以下のいずれにも該当すること
  - ①直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上していない
  - ②直近3期の決算期において1期でも債務超過となっていない
  - ③直近3期の決算報告書がある
  - ④破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申立てを受けていない、かつ、していない

## ➤ タイプ

- ・環境整備タイプ
- ・研究開発タイプ

## ➤ 委託費と委託期間

- ・1億～100億円
- ・最長10年

# CiCLE（一般型）委託費の返済

## ➤ 目標達成と認定された場合

- AMED支払額の全額を無利子、15年以内に返済（一括または分割返済）
- 最大5年間の返済猶予期間の設定が可能

## ➤ 目標未達と認定された場合

- AMED支払額の25%を一括返済（75%は返済免除）
- 取得した物品等のAMED評価額をAMEDに支払う
- シーズ（原権利）に係る発明等の実施、開発成果の使用を禁止とする

## ➤ 中止の場合

- 中止するまでのAMED支払額の全額を一括返済
- 中止とは、代表機関の都合で環境整備や研究開発を早期に終了する場合等をいう  
また、代表機関の不適切な行為等により、AMEDから中止を伝える場合もある

## ➤ 担保・保証

- 委託契約締結の際、企業の財務状況に応じて、委託費全額相当額の担保・保証の設定が必要
- 返済時、原則として委託費全額の担保・保証の設定が必要
- 担保・保証の対象は、法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社や銀行等による保証（個人所有資産は担保の対象外）

# CiCLE（一般型・緩和対象企業）の概要

一般型のうち、設立日から20年以内でかつ未上場又は新興市場のみ上場している企業の場合、「申請者の要件」や「担保・保証」などを緩和しています。

## ➤ 申請者の要件

- ・日本国内に法人格を有すること  
（公募開始日において設立日から20年以内でかつ未上場又は新興市場のみ上場している企業）
- ・当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること
- ・環境整備又は研究開発の成果を実施できる体制があること
- ・目標達成後、委託費返済の見通しを財務基盤、事業計画に基づき説明できること
- ・破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申し立てを受けていない、かつ、していないこと

## ➤ タイプ

- ・環境整備タイプ
- ・研究開発タイプ

## ➤ 委託費と委託期間

- ・1億～100億円
- ・最長10年

# CiCLE（一般型・緩和対象企業） 委託費の返済

## ➤ 目標達成と認定された場合

- ・AMED支払額の全額を無利子、15年以内に返済（一括又は分割返済）
- ・最大5年間の返済猶予期間の設定が可能

## ➤ 目標未達と認定された場合

- ・AMED支払額の25%を一括返済（75%は返済免除、分割返済も設定可）
- ・シーズ（原権利）に係る発明等の実施、開発成果の使用を禁止とする

## ➤ 中止の場合

- ・中止するまでのAMED支払額の全額を一括返済

## ➤ 担保・保証

- ・委託契約締結の際、企業の財務状況に応じて、委託費全額相当額の担保・保証の設定が必要（年度の支払額に応じた段階的担保設定も可能）
- ・返済時、原則として委託費全額の担保・保証の設定が必要
- ・担保・保証の対象は、法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社や銀行等による保証（個人所有資産は担保の対象外）

# CiCLE（スタートアップ型）の概要

## ➤ 申請者の要件

- 日本国内に法人格を有すること（公募開始日において設立日から10年以内の未上場企業であること）
- 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること
- 環境整備又は研究開発の成果を実施できる体制があること
- 目標達成後、委託費返済の見通しを財務基盤、事業計画に基づき説明できること
- 破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申し立てを受けていない、かつ、していないこと

## ➤ タイプ

- 環境整備タイプ
- 研究開発タイプ

## ➤ 委託費と委託期間

- 5千万～10億円
- 最長5年

# CiCLE（スタートアップ型）委託費の返済

## ➤ 目標達成と認定された場合

- ・AMED支払額の全額を無利子、15年以内に返済（一括又は分割返済）
- ・最大5年間の返済猶予期間の設定が可能

## ➤ 目標未達と認定された場合

- ・AMED支払額の10%を一括返済（90%は返済免除、分割返済も設定可）
- ・シーズ（原権利）に係る発明等の実施、開発成果の使用を禁止とする

## ➤ 中止の場合

- ・中止するまでのAMED支払額の全額を一括返済

## ➤ 担保・保証

- ・委託契約締結の際、委託費10%相当額の担保・保証の設定が必要  
（年度の支払額に応じた段階的担保設定も可能）
- ・返済時、委託費10%相当額の担保・保証の設定が必要
- ・担保・保証の対象は、法人所有の不動産、有価証券、預貯金又は親会社や銀行等による保証  
（個人所有資産は担保の対象外）



	一般型		スタートアップ型 (ViCLE)
	—	緩和対象企業	
概要・目的	産学官の連携を通じて、革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた開発を推進し、実用化の加速等が抜本的に加速される基盤の創出を目指す。		
提案者	・日本国内に法人格を有する機関	・日本国内に法人格を有する機関（設立20年以内・未上場又は新興市場のみ上場している企業）	・日本国内に法人格を有する機関（設立10年以内、未上場の企業）
	・当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること ・環境整備又は研究開発の成果を実施できる体制があること		
	・目標達成後、返済できる財務基盤を有すること ・経営基盤として、以下のいずれにも該当すること ①直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上していない、②直近3期の決算期において1期でも債務超過となっていない、③直近3期の決算報告書がある、④破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申し立てを受けていない、かつ、していない	・目標達成後、委託費返済の見通しを財務基盤、事業計画に基づき説明できること ・破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申し立てを受けていない、かつ、していないこと	
委託費	1億～100億円／件		5,000万～10億円／件
委託期間	最長10年		最長5年
返済	・目標達成時：AMED支払額全額を15年以内に返済、無利子、最大5年間の返済猶予期間の設定可		
	・目標未達時：AMED支払額の25%を一括返済、無利子	・目標未達時：AMED支払額の25%を一括返済（分割返済も設定可）、無利子	・目標未達時：AMED支払額の10%を一括返済（分割返済も設定可）、無利子
	・取得した物品等のAMED評価額をAMEDに支払う	—	
担保等	・委託契約締結の際、企業の財務状況に応じて、委託費全額の担保・保証の設定が必要	・委託契約締結の際、企業の財務状況に応じて、委託費全額の担保・保証の設定が必要（年度の支払額に応じた段階的担保設定も可能）	・委託契約締結の際、委託費10%相当額の担保・保証の設定が必要（年度の支払額に応じた段階的担保設定も可能）
	・返済時、原則として委託費全額相当額の担保・保証の設定が必要		・返済時、委託費10%相当額の担保・保証の設定が必要
その他	・環境整備タイプと研究開発タイプあり ・目標未達の場合、シーズ（原権利）の発明等や、開発成果の実施は不可 ・支援終了後、成果利用料の納付が必要（売上の3%+α）		

# 達成目標の考え方

環境整備タイプ	研究開発タイプ
<p>応募時に想定される、実用上、必要最低限の整備水準の達成</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オープンイノベーション施設の完成</li><li>・ 化合物ライブラリーの構築</li><li>・ HTS (High Throughput Screening) 設備の整備</li></ul>	<p>応募時に想定される、実用上、必要最低限の技術的水準の達成</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第2相臨床試験等で安全性・有効性が確認される</li><li>・ 探索的臨床試験等で機器の安全性・優位性が確認される</li><li>・ 非臨床POCが取得される</li></ul>

# 達成目標（例）

環境整備の場合は整備水準、研究開発の場合は技術的水準。

- GMPでの〇〇抗体医薬製造において、大きさ〇〇の培養タンクで〇〇グラム/日の生産能力を可能とする装置を実現すること。
- 〇〇測定装置において、測定精度〇以内、測定感度〇以内、誤差範囲〇以内を達成すること。
- 開発した〇〇のMRI装置において、〇〇以内の撮像時間において、空間分解能〇〇を実現すること。
- 医師主導治験として実施するFirst-in-human試験において、明確な用量反応性およびヒトに対する認容性を確認する。
- 第Ⅱ相試験において、主要評価項目における有効性および安全性を確認し、POCを実証する。
- 第Ⅲ相臨床試験を完了して有効性と安全性について既存薬や既存の治療法との比較を行い、非劣性を確認すること。

## 達成目標にできないもの（例）

実用上、必要最低限の整備水準や技術的水準の範疇外のもの、すなわち製品の販売や利益に関わるもの、将来起こる事態に対応するもの等、は達成目標とはできません。

- 保険収載を取得すること
- 販売において、利益を得る見通しが得られること
- 既存製品を下回る価格設定が可能なこと
- ○○地域での市場占有率が○%以上となること
- ライセンスアウトが実現すること
- 環境整備において、整備された環境下で得られた新薬の製造承認が得られること
- 研究開発終了時点で、法制度における必要事項を全て満たすこと
- 研究開発終了時点で、競合製品を上回る性能や薬効が得られること※

※比較対象となる競合品、および性能や薬効を評価する手法が不明確

## 達成目標の未達について

未達については、専らAMEDが最終判断します。

以下の未達と判断される例を参照ください。

(未達と判断される例)

実施内容に係る科学・技術的理由※によりマイルストーン目標、又は、最終の目標の達成ができず、且つ、以下の全てを満たす場合。

- ・選考時の評価の根拠となった環境整備や研究開発コンセプト等の合理性が継続的に担保されている。
- ・分担機関と連携し、PS・POの指導・助言を踏まえ、概ね計画どおりに環境整備や研究開発を行った。
- ・期間延長や試験追加等、代表機関及びPS・POが必要と考える対策を講じた。

※科学・技術的理由には該当しない事例：

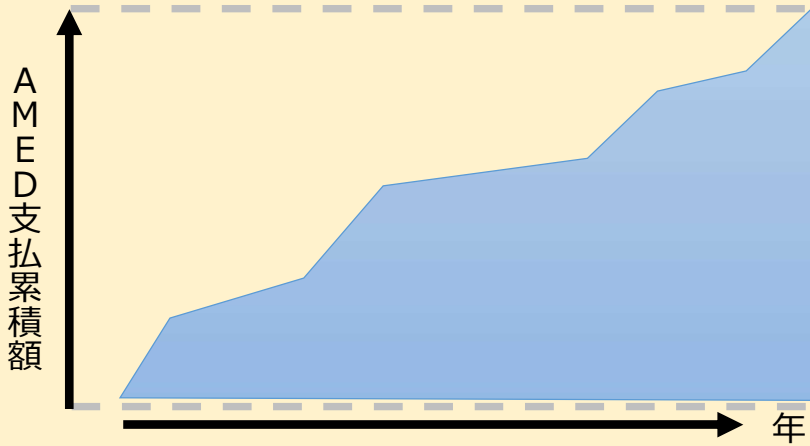
原材料の入手が困難、外注先に起因する不具合全般、資金不足による研究開発の継続困難、臨床試験における被験者登録の不調、等。

# 事業開始から返済完了までのイメージ（目標達成時）

委託期間

返済期間

▶ 予定金額の範囲の中で、進捗に応じて資金を交付



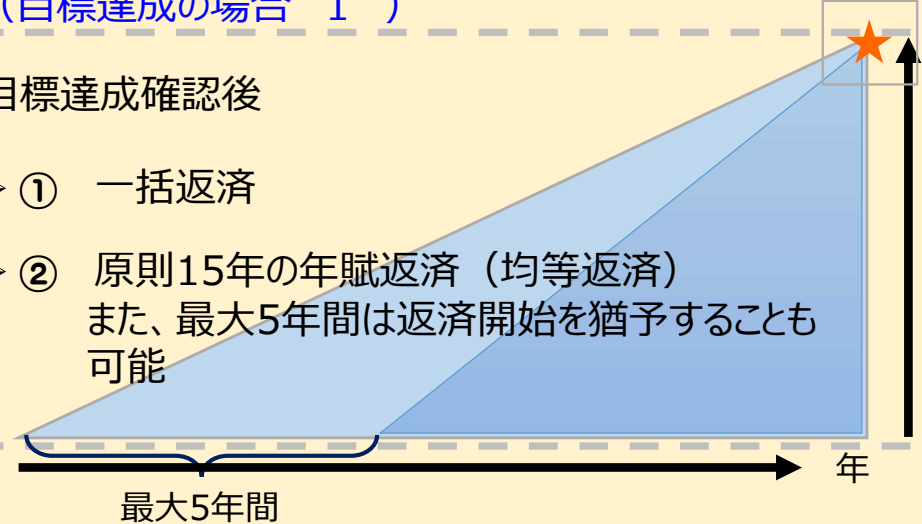
委託期間終了  
目標達成確認

選択可

（目標達成の場合 1）

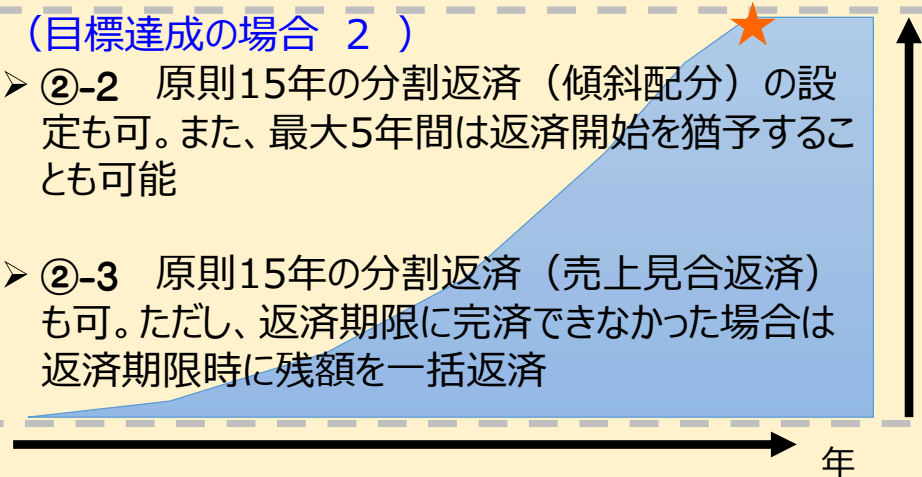
目標達成確認後

- ▶ ① 一括返済
- ▶ ② 原則15年の年賦返済（均等返済）  
また、最大5年間は返済開始を猶予することも可能



（目標達成の場合 2）

- ▶ ②-2 原則15年の分割返済（傾斜配分）の設定も可。また、最大5年間は返済開始を猶予することも可能
- ▶ ②-3 原則15年の分割返済（売上見合返済）も可。ただし、返済期限に完済できなかった場合は返済期限時に残額を一括返済



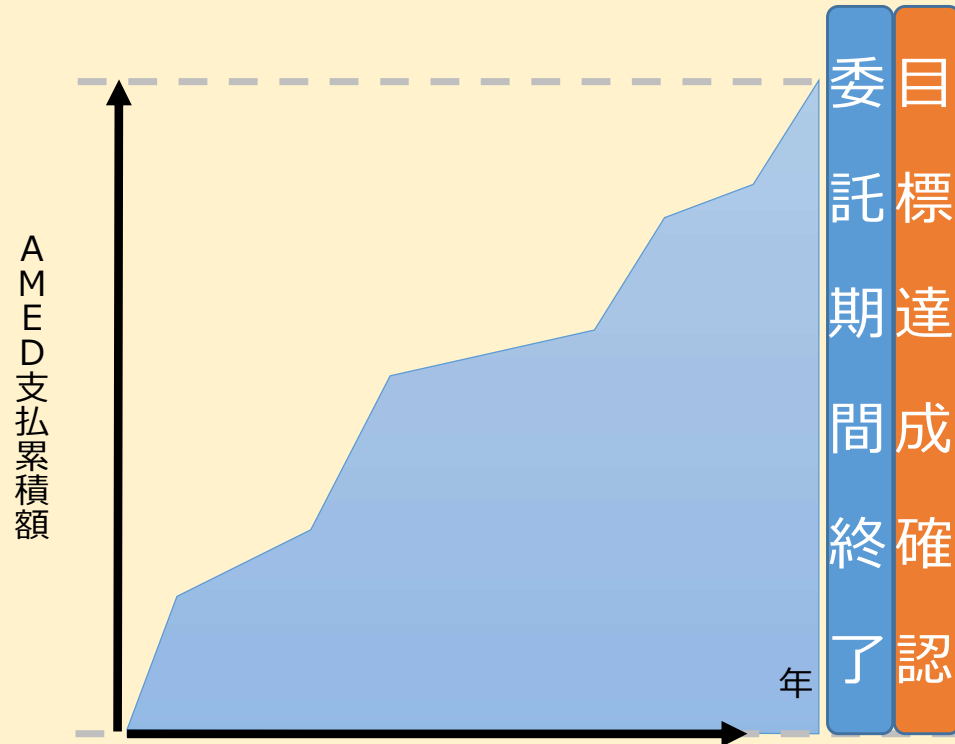
返済完了

# 事業開始から返済完了までのイメージ（目標未達時）

委託期間

返済期間

▶ 予定金額の範囲の中で、進捗に応じて資金を交付



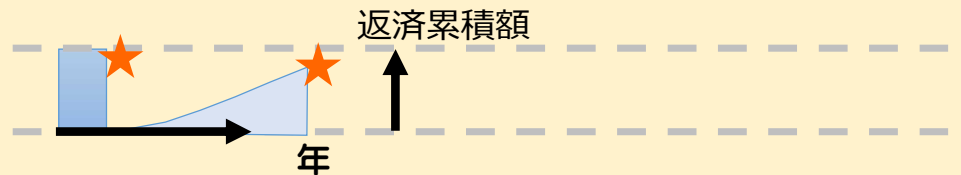
(目標未達の場合)

▶ 目標未達確認後、

- ① AMED支払額の25% (ViCLEは10%) を一括返済
- ② 取得した物品等のAMED評価額をAMEDに支払
- ③ 以後、得られた成果を使った実施は不可

(注) 一般型（緩和対象企業）及びViCLEの場合

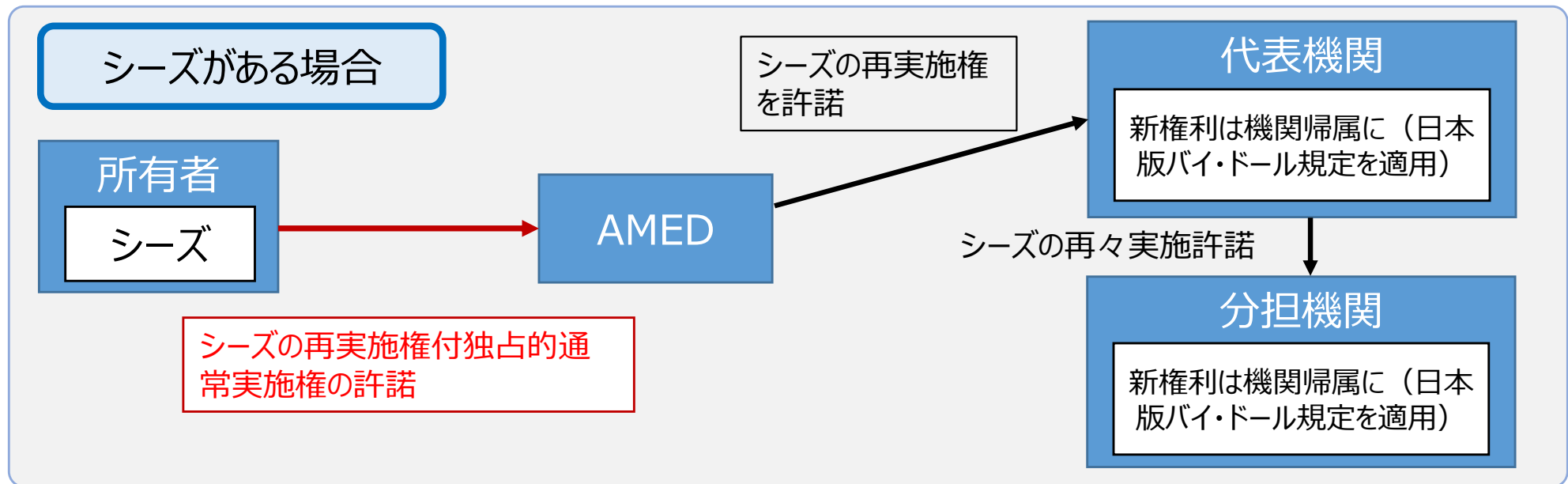
- ①は、目標達成時の返済計画を傾斜配分としていた場合、返済開始猶予期間設定はできませんが、AMED支払額の25% (ViCLEは10%) に達するまで当該返済計画に則した分割返済が可能 (薄青)
- ②は、免除



★  
返  
済  
完  
了

# シーズ（原権利）の実施許諾について

シーズ※<sup>1</sup>がある場合、シーズの所有者はAMEDに対して、再実施権付独占的通常実施権※<sup>2</sup>を許諾する必要があります。



一方、シーズがない場合、機関帰属となった新権利※<sup>3</sup>について、代表機関や分担機関はAMEDに対して、再実施権付独占的通常実施権を許諾する必要があります。

※<sup>1</sup> シーズ（原権利）とは、研究開発成果を利用するために必要である知的財産権をいう

※<sup>2</sup> シーズ（原権利）の譲渡、あるいは専用実施権の設定は実施しない

※<sup>3</sup> 新権利とは、本委託研究開発等を実施した結果として新たに得られた知的財産権（特許、著作権、ノウハウ）をいう<sup>24</sup>



# 成果利用料

- 成果の利用により売上が生じた場合は、成果利用の対価としての成果利用料（シーズ所有者分、AMED分の合計）をAMEDに納める。
- AMEDへの成果利用料は、委託契約時に定める対象製品又は対象サービスの売上3%。シーズ所有者分の成果利用料について、売上に対する割合は事前に調整すること。
- 成果利用料の支払い期間は、成果利用契約締結後15年間。

なお、対象製品又は対象サービスが次のいずれかに該当する場合、成果利用料のうちAMED分は0%  
(支払なし)

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される難病を対象とするもの。
- 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に示される対策。
- 小児医薬品（日本小児科学会が作成する開発支援リストに掲載されるもの）
- 「医薬品医療機器法」に基づき指定される希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品。

# 委託費の用途

	環境整備タイプ	研究開発タイプ
対象経費	<p>設備、備品、消耗品、旅費、人件費、謝金、機器リース費用、外注費、保険料、<u>施設（賃借又は合理的な規模の取得）</u>、一般管理費、再委託費 他</p> <p>※環境整備に必要ないもの及び土地の取得は対象外</p>	<p>設備、備品、消耗品、旅費、人件費、謝金、機器リース費用、外注費、保険料、施設賃借料、一般管理費、再委託費 他</p> <p>※研究開発に必要ないもの及び土地、建物の取得は対象外</p>

## 再委託

- 再委託：計画している環境整備や研究開発の一部を他の機関に委託すること
- 環境整備タイプでは、企業又は大学等への再委託（産産連携又は産学連携）が必須
- 研究開発タイプでは、大学等への再委託（産学連携）が必須
- ただし、本質的業務（代表機関が主体的におこなうべき業務）のすべてを再委託することは不可。事前にAMEDが認めた再委託先、内容についてのみ再委託可能

# 採択における選考の観点

- 課題の独創性（新規性）及び優位性
- 目標設定の妥当性
- イノベーション創出の可能性
- 提案内容の実行可能性
- 事業化の可能性
- 環境整備や研究開発に伴うリスク
- 健康・医療戦略、医療分野研究開発推進計画への貢献度合い
- 人材育成への貢献度合い
- 財務等審査
- 公募の趣旨との整合性
- 法令等の遵守

# 支援対象の例 (その他の具体例は公募要領参照)

## ＜新型コロナウイルス感染症対策に関する課題の例＞

技術分野	具体例
新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ワクチン開発ならびに、ワクチンの有効性、副反応評価の免疫学的事前評価技術の研究開発</li><li>・次の新興ウイルスアウトブレイクを見据えた汎コロナウイルス剤、広域スペクトラム抗ウイルス剤の研究開発</li><li>・迅速かつ高精度のスクリーニング検査診断技術の開発、高精度簡易迅速検査デバイスの開発 等</li></ul>

## ＜通常課題に関する課題の例（分野毎）＞

技術分野	具体例
医薬品	<ul style="list-style-type: none"><li>・化合物の構造解析技術や計算科学を活用した創薬デザイン</li><li>・抗体医薬の高機能化・低分子量化や、核酸・中分子医薬のデザイン・合成・評価など、新たなモダリティに関する基盤的な技術</li><li>・新規ドラッグ・デリバリー・システムや、新たなモダリティの活性・物性等評価技術などの周辺技術 等</li></ul>
医療機器・ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"><li>・計測、微細加工、生体親和性の高い素材等、医療分野への応用を目指した要素技術</li><li>・診断・治療の高度化や一体化のための、デジタル化・データ利活用や複数機器・システムの統合化等に関する技術</li><li>・生活習慣病等の予防のための行動変容を促すデバイス・ソフトウェア 等</li></ul>
再生・細胞医療・遺伝子治療	<ul style="list-style-type: none"><li>・幹細胞の特性に応じた細胞株の樹立、培養、分化誘導等に関する基礎的な技術</li><li>・疾患特異的iPS細胞の適応拡大に資する研究開発、灌流培養を用いた臓器チップの開発、及び病態解明・創薬研究等への応用</li><li>・再生・細胞医療や創薬研究等に用いる細胞原料を含む生体材料や研究資源の品質管理・供給基盤構築 等</li></ul>
ゲノム・データ基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>・全ゲノム解析を活用したがんの新規原因遺伝子等の探索や、さらにオミックス解析も活用した難病等の新規原因遺伝子等の探索による、病態解明、早期診断に資する研究</li><li>・ゲノム解析等を活用した糖尿病、認知症等の多因子疾患に関する予防、早期診断、治療最適化に資する研究 等</li></ul>
疾患基礎研究	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療分野の研究開発への応用を目指した脳機能、免疫、老化等の生命現象の機能解明</li><li>・基礎から実用化まで一貫した循環型の研究を支える基盤の構築のために、上記の研究開発成果を臨床研究開発や他の統合プロジェクトにおける研究開発に結び付け、臨床上の課題を取り込んだ研究開発 等</li></ul>
シーズ開発・研究基盤	<ul style="list-style-type: none"><li>・異分野・モダリティ融合的なシーズの研究開発</li><li>・医薬品、医療機器、再生医療等製品、医療技術など等の実用化に向けた研究開発に資する連携基盤の形成（人材育成を含む）や共同利用設備の整備等などの環境整備 等</li></ul>

# 公募のスケジュール

提案締切	5月27日（金）正午
書類選考	5月下旬～8月下旬（予定）
面接選考	9月上旬（予定）
結果通知	11月上旬（予定）
環境整備・研究開発 開始	11月上旬以降、契約準備が整い次第

## 応募にあたっての留意点

- 提案様式は、一般型とスタートアップ型ViCLEで異なります。
- 提案の際の責任者は役員相当としてください。
- e-Radを通じて応募していただきます。事前に機関登録が必要となりますので、ご留意ください。
- HP掲載のQ&Aの解説も確認ください。
- 事前相談は可能です。

## お問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目7番1号  
国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
革新基盤創成事業部

E-mail : [cicle-ask@amed.go.jp](mailto:cicle-ask@amed.go.jp)

★お問い合わせ受付は、メールのみとさせていただきます。